

議案第 8 2 号

三朝町の休日を決める条例の一部改正について

次のとおり三朝町の休日を決める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 3 年 1 2 月 1 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 1 3 年 1 2 月 2 1 日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町の休日を決める条例の一部を改正する条例

三朝町の休日を決める条例（平成元年三朝町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（町の休日） 第 1 条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。 （1）及び（2） 略 （3） <u>12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。） 2 略 第 2 条 略	（町の休日） 第 1 条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。 （1）及び（2） 略 （3） <u>12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。） 2 略 第 2 条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 8 条の 2 略 (休日) 第 9 条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。 第 10 条以下 略	第 1 条～第 8 条の 2 略 (休日) 第 9 条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。 第 10 条以下 略